令和5年4月プチ改定

医療 DX の基盤 オンライン資格確認の導入の原則義務付け(保険医療機関及び保険医療 養担当規則に規定)

経過措置(厚生支局への届出)

令和4年10月~ 初診時における診療情報取得・活用体制の充実に係る評価 問診票の標準的な項目(初診時の標準的な問診票の項目等)令和5年4月より点数見直し

令和5年4月~12月特例措置

(1) 医療 DX の推進のためのオンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置

		現行	特例措置
初診	マイナンバーカードを利用しない	4 点	6点
	マイナンバーカードを利用する	2 点	2 点
再診	マイナンバーカードを利用しない	_	2 点
	マイナンバーカードを利用する	_	_
調剤	マイナンバーカードを利用しない	3 点	4 点
	マイナンバーカードを利用する	1 点	1 点

(2) 医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置

	現行の加算	特例措置
診療報酬	処方箋料の関係	+ 2 点
	一般名処方加算1 7点	
	一般名処方加算2 5点	
	入院基本料等の関係(※入院初日)	+20点
	後発医薬品使用体制加算1 (90%) 47点	
	後発医薬品使用体制加算2(85%) 42点	
	後発医薬品使用体制加算3(75%) 37点	
	処方料の関係	+ 2 点
	外来後発医薬品使用体制加算1(90%) 5点	
	外来後発医薬品使用体制加算2(85%) 4点	
	外来後発医薬品使用体制加算3(75%) 2点	
調剤報酬	調剤基本料の関係(特別調剤基本料を算定してい	+ 1 点
	る場合は80/100に相当する点数)	又は +3点
	地域支援体制加算1 39点	
	地域支援体制加算2 47点	
	地域支援体制加算3 17点	
	地域支援体制加算4 39点	

① 一般名処方加算

処方箋料	下記の追加の施設基準を満たしている場合	
一般名処方加算1 7点	+ 2 点	
一般名処方加算2 5点	+ 2 点	

追加の施設基準

薬剤の一般名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、 一般名処方の趣旨を患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場 所に**掲示**していること

②後発医薬品使用体制加算

(入院初日)	追加の施設基準を満たしている場合
後発医薬品使用体制加算1(90%)47点	+20点
後発医薬品使用体制加算1(85%)42点	+20点
後発医薬品使用体制加算1(75%)37点	+20点

追加の施設基準

- (1)後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること
- (2) 医薬品の供給が不足等した場合に当該保険医療機関における治療計画等の見直しを 行う等適切に対応する体制を有していること
- (3)(1)及び(2)に体制に関する事項及び医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には入院患者に十分に説明することについて、 当該保険医療機関の見やすい場所に**掲示**していること

③外来後発医薬品使用体制加算

	追加の施設基準を満たしている場合
後発医薬品使用体制加算1 (90%) 5点	+ 2 点
後発医薬品使用体制加算1(85%)4点	+ 2 点
後発医薬品使用体制加算1 (75%) 2点	+ 2 点

追加の施設基準

- (1) 外来後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること
- (2) 医薬品の供給が不足等した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して十分な対応ができる体が整備されていること
- (3)(1)及び(2)に体制に関する事項及び医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には入院患者に十分に説明することについて、 当該保険医療機関の見やすい場所に**掲示**していること